

# 私立学校法の改正に伴う 理事・評議員等の選任基準の変更等について

---

令和6年2月  
長崎県こども政策局こども未来課

# 本資料の構成及び説明会の目的

## ＜資料の構成＞

- 本資料は、文部科学省作成資料から、多くの法人に係る部分のみを抜粋し、法体系や変更点の概要をまとめてしています。
- より詳細な説明を確認したい場合は、文部科学省ホームページをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)

## ＜目次＞

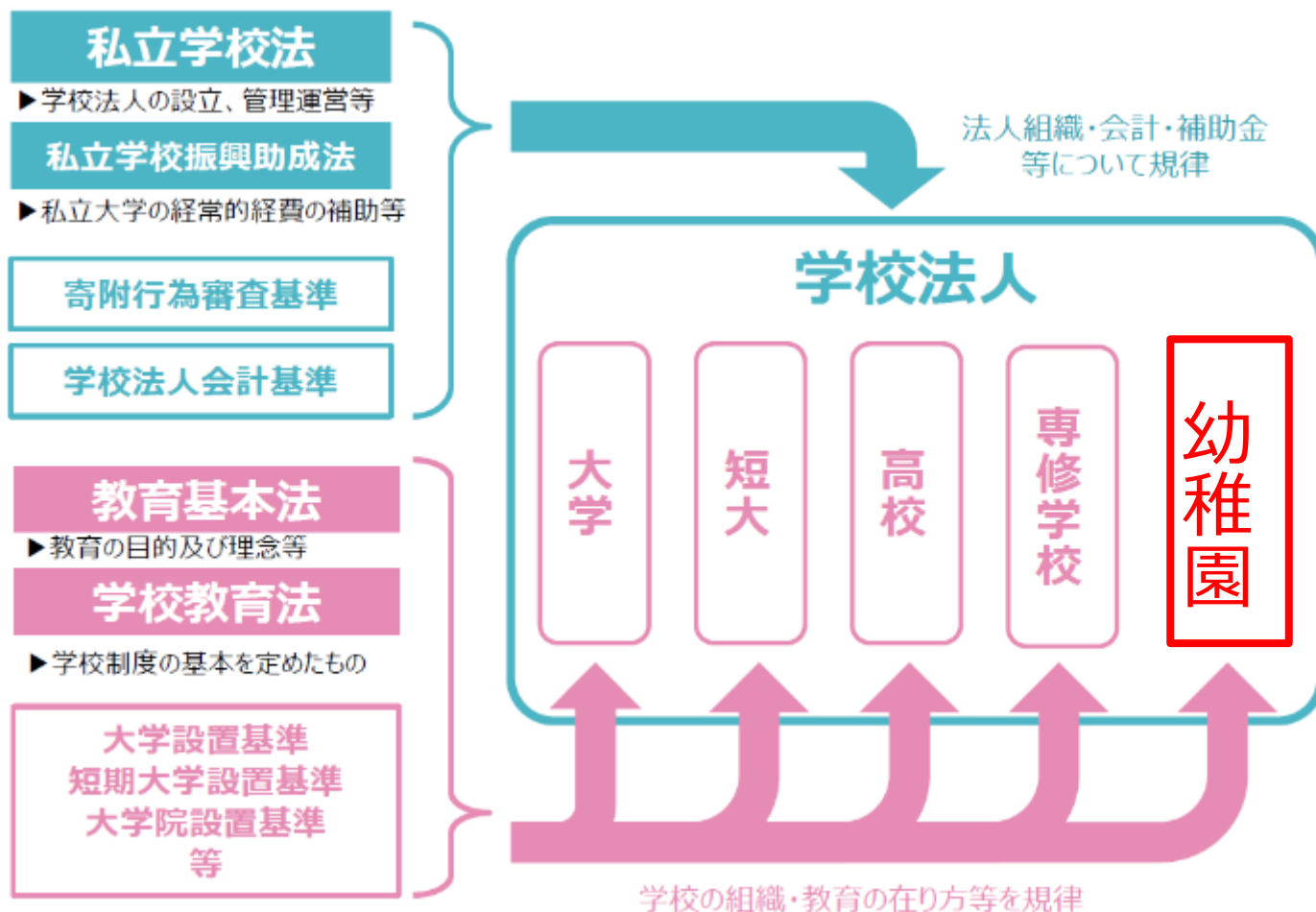
- (1) 法体系及び改正の概要
- (2) 理事等の構成要件のまとめ
- (3) 任期・専任手続き等
- (4) 経過措置について【参考】
- (5) 学校法人で必要となる対応及び予定時期



# **( 1 ) 法体系及び改正の概要**

---

# 学校法人に関する主な法律等について



- **私立学校法等の範囲内において、学校法人は寄附行為（※）を定める必要があります。**  
（※）一般的な法人で言うところの定款のイメージ。  
寄附行為の変更は所管庁の認可が必要。
- **私立学校法が改正されたことから、その内容を寄附行為に反映（変更）する必要があります。**

# 学校法人の所管省庁等について

- 学校法人は、その【設置する学校の種類】により、所管が異なります。

大臣所轄学校法人	私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人
知事所轄学校法人	私立高等学校以下の学校をのみを設置する学校法人

学事振興課所管	私立高・中・小学校を設置する法人
こども未来課所管	幼稚園（認可含む）を設置する学校法人

(※) 一つの知事所轄学校法人で、高・中・小学校及び幼稚園（認可含む）を設置している場合は、学事振興課の所管となります。

# 学校法人の所管省庁について

- 設置する学校の種類による区分は、知事所轄であっても、その規模により、法令上の扱いが大臣所轄学校法人となる場合があります。

	要件①	区分
大臣所轄学校法人		<b>大臣所轄学校法人等</b>
	該当	
知事所轄学校法人	非該当	その他の学校法人

【要件①】 知事所轄学校法人で、大臣所轄学校法人と同等の扱いとする基準については、以下（1）かつ（2）を満たすこととする予定

（1）収入（※1）10億円又は負債20億円以上

（2）3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること（※2）

※1 事業活動及び収益事業による経常的な収入の額（計算方法は施行規則で定める予定）

※2 例えば、3以上の都道府県に学校を設置している、広域通信制高等学校を設置している 等



# 私立学校法の改正内容の概要

## 趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

## 概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

### 1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

#### ① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

#### ② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

#### ③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

#### ④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

### 2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

### 3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

## 施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

# 理事会・評議員会等の役割及び法改正の背景

## <理事会・評議員会・監事の役割>

理事会（※）	■ 意思決定機関 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
評議員会	■ 諮問機関 予算、事業計画、寄附行為の変更等に係るの理事会から諮問事項にに対して意見を述べる
監事（※）	理事会から独立して、学校法人の業務、財務状況等の監査を実施

（※）理事と監事が、私学法上の「役員」にあたります。



**法改正後も、理事会・評議委員会及び監事の基本的な枠組み・役割は変わらず**

### <法改正の背景>

- 評議員会や監事が、本来の監視・監督の役割を果たすことができていない事案が確認されたことから、理事会・評議委員会の枠組み・役割は維持しつつ、「**評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高める**」ために所要の改正がされたもの



# 私立学校法改正に係る基本的な考え方

## 1. ガバナンス改革の目的

ガバナンス改革は、学校法人自らが主体性をもって行わなければならない。

ガバナンス改革は「手段」にすぎず、それ自体が「目的」ではない。

ガバナンス改革は、私学助成や基金などの他の政策手段とあいまって、私立学校の教育・研究の質を向上させるための1つの手段である。

## 2. 理事会と評議員会の権限関係

今回の改正では、「意思決定機関」は理事会であり、評議員会は「諮問機関」という基本的な枠組みは維持する。

その上で、評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高めることとしている。

## 3. 「対立」ではなく「協働」

今回の改正においては、執行(理事会)と監視・監督(評議員等)の役割を分離することを基本的な考えとしているが、理事会と評議員会が対立してしまうことは望ましくない。

理事会と評議員会が相互にけん制しあいながらも、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指すものである。

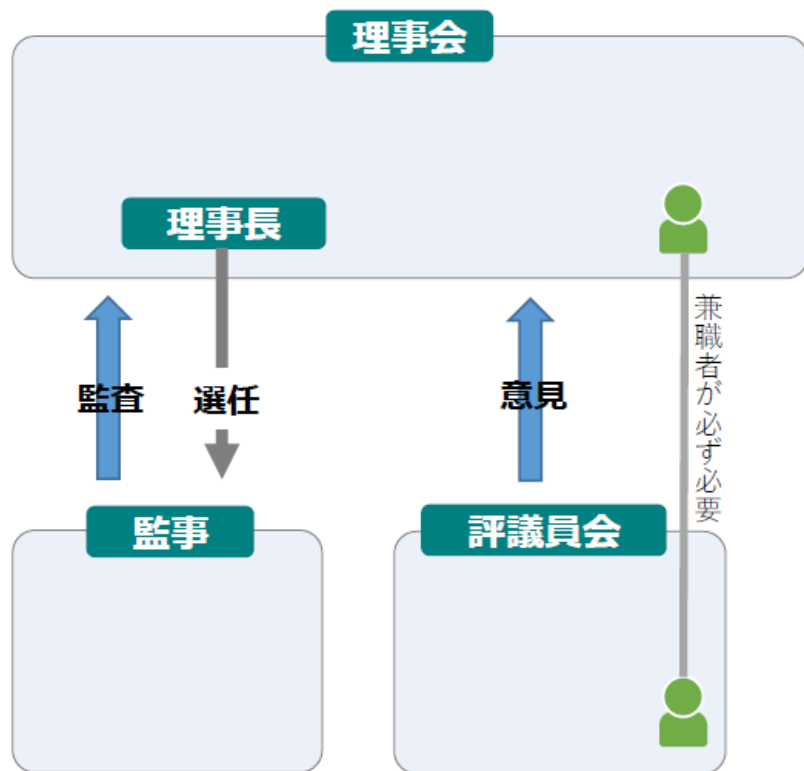
## 4. 不祥事を防止する複層的な仕組み

今回の改正では、不祥事を防止する仕組みとして、人事上の仕組みのほか、不正等の防止や緊急措置の仕組みを整備している。

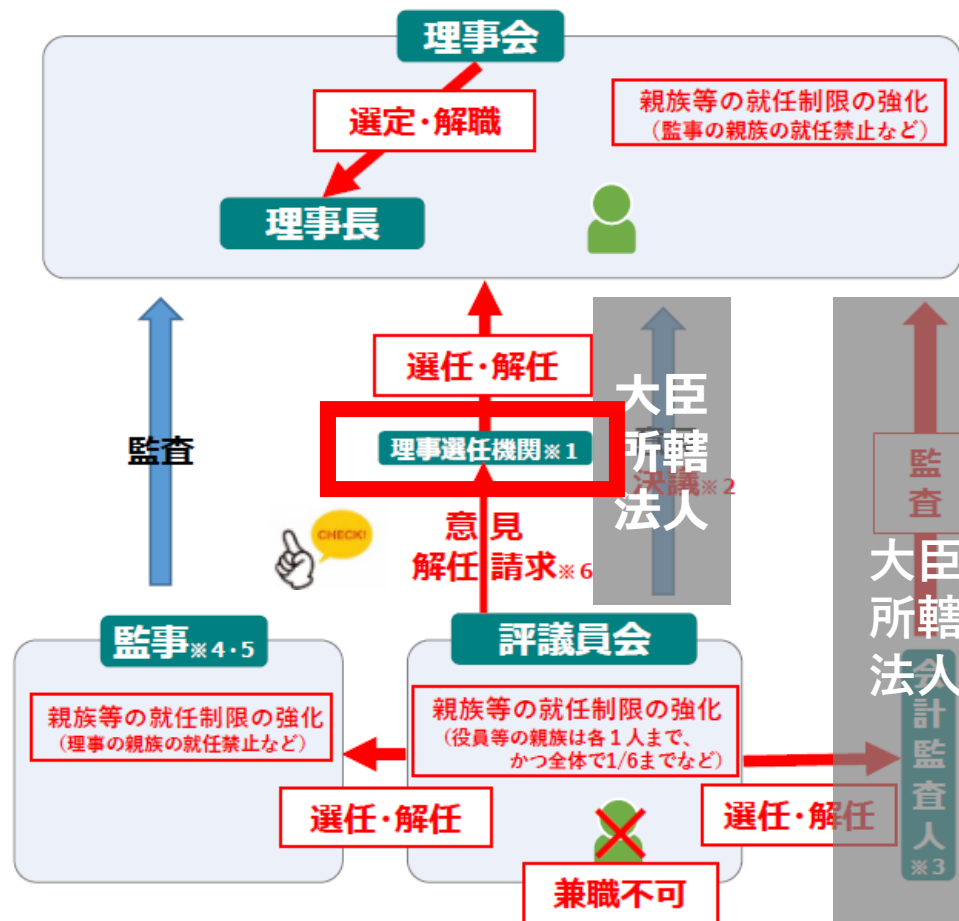
人事は適材適所の観点から、不正等の防止は危機管理の観点から、それぞれ運用されることとなる。

# 内部機関の相互関係の改正のポイント

現行





改正後



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

# 理事・理事会の改正のポイント

		現行	改正後
理事会	位置付け	基本的に意思決定・執行機関	基本的に意思決定・執行機関
	主な職務等	①学校法人の業務等の決定 ②理事の職務の執行監督	①学校法人の業務等の決定 (36Ⅱ①) ②理事の職務の執行監督 (36Ⅱ②)
	基本的資格	なし	私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者 (30Ⅰ)
	定数	5人以上	5人以上 (18Ⅲ)
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする (寄附行為で定める期間は4年まで) (32Ⅰ)</u>
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>理事選任機関が選解任 (選任の際あらかじめ評議員会の意見聴取が必要) (30Ⅰ・Ⅱ、33Ⅰ)</u>
理事	主な構成の要件	①設置する学校の校長を含む ②評議員を含む ③外部理事を含む ④各役員の親族は各1人まで	①設置する学校の校長を含む (31Ⅳ①) ②外部理事を含む (大臣所轄学校法人等においては2人以上) (31Ⅳ②、146Ⅰ) ③他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ) ④他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1/3を超えないこと (31Ⅶ)
	その他		<u>理事会において、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事を選定 (・解職) (37Ⅰ～Ⅳ) 理事会への職務報告義務 (年2回以上、大臣所轄学校法人等は年4回以上) (39Ⅰ、146Ⅱ)</u>

# 評議員・評議員会の改正のポイント

		現行	改正後
評議員会	位置付け	基本的に諮問機関	基本的に諮問機関だが、 <u>監視・牽制機能等を強化</u>
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、役員の職務の執行状況等について、意見、諮問への答申	①は現行と同様（ただし、 <u>大臣所轄学校法人等における解散、合併、重要な寄附行為変更については、決議</u> ）（66Ⅱ①・②、36Ⅳ、150） ③理事選任機関に対する理事選任に関する意見（30Ⅱ） ④監事、会計監査人の選解任（45Ⅰ、48Ⅰ、80Ⅰ、83Ⅰ） ⑤監事に対する理事の不正行為等の差止めの求め（67Ⅰ） ⑥理事選任機関に対する理事の解任の求め（33Ⅱ）
評議員	基本的資格	なし	<u>当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者（61Ⅰ）</u>
	定数	理事の2倍を超える数	<u>理事を超える数（18Ⅲ）</u>
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする（寄附行為で定める期間は6年まで）（63Ⅰ）</u>
	理事との兼職	可能（1人以上必須）	<u>不可（31Ⅲ）</u>
	選解任方法	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為の定めるところ（61Ⅰ、64）</u>
	主な構成の要件	①職員を含む ②25歳以上の卒業生を含む	①、②は現行と同様（ただし、①は評議員の総数の1/3まで）（62Ⅲ、62Ⅴ①） ③他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（62Ⅳ） ④理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1/2を超えていないこと（62Ⅴ②） ⑤理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えていないこと（62Ⅴ③）



# 監事の改正のポイント

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

		現行	改正後
監事	基本的資格	なし	<u>学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者</u> (45 I)
	主な職務等	①学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査 ②監査報告の作成 ③不正行為等の理事会等への報告 ④理事会、評議員会の招集の請求 ⑤理事の不正行為等の差止め ⑥理事会への出席、意見	①～⑤は現行と同様 (52①、53 I、56 I・II、57、58 I) ⑥理事会、評議員会への出席、意見 (55) ⑦理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査 (54) ※子法人に対する調査権を明記 (53 II)
	定数	2人以上	2人以上 (18 III)
	任期	寄附行為の定めるところ	<u>寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする</u> (寄附行為で定める期間は6年まで) (47 I)
	選解任方法	評議員会の同意を得て理事長が選任	評議員会の決議 (45 I、48 I)
	主な構成の要件	①理事、評議員、学校法人の職員との兼職禁止 ②理事親族の就任禁止 (通知事項)	①理事、評議員、学校法人の職員、子法人役員 (監事、監査役等を除く)、子法人職員との兼職禁止 (31 III、46 II) ②1人以上の理事、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (46 III)
その他		<u>一定の要件に該当する大臣所轄学校法人等においては、常勤監事の選定義務化</u> (145 I)	



### ■ 特別理解関係

- ✓ 一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係

### ■ 外部理事

- ✓ 学校法人の役員又は職員でない者

### ■ 代表業務理事

#### 第37条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）

（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）

第三十七条 学校法人には理事長一人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。①、Q1～5

2 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができる。

3 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長を除く。）のうちから、理事会が選定する。②、Q6～10

4 業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうちから、理事会が選定する。

5 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、次項から第八項までの規定に従い、学校法人の業務を執行する。③

6 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

7 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。④

8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。⑤

9 理事長及び代表業務執行理事の学校法人を代表する権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

# 主な改正ポイント(手続き・要件)①

## 1. 役員等の選解任手続き等について

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

	改正前	改正後
理事の選任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が選任する</u> (30 I) (理事選任機関が評議員会以外の場合は、 <u>評議員会の意見聴取を必須</u> (30 II))
理事の解任	寄附行為の定めによる	<u>理事選任機関が解任する</u> (33 I) (評議員会による解任の求め (33 II)、評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする (33 III))
理事長の選定等	寄附行為の定めによる	<u>理事会が選定(・解職)する</u> (37 I)
監事の選任	評議員会の同意を得て理事長が選任する	<u>評議員会の決議によって選任する</u> (45 I) (理事による監事の選任議案の提出には、監事の過半数の同意が必要 (49 I))
監事の解任	寄附行為の定めによる	<u>評議員会の決議によって解任する</u> (48 I) (評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする (48 II))
役員等の任期	寄附行為の定めによる	寄附行為で定める期間以内に終了する <u>最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする</u> (寄附行為で定める期間は理事4年、監事・評議員6年を上限とし、理事の期間は監事・評議員の期間を超えないものとする) (32 I・II、47 I、63 I)



# 主な改正ポイント(手続き・要件)②

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 2. 役員等の兼職の制限等について

	改正前
兼職の制限	監事は理事・評議員・職員と兼職禁止、1名以上は評議員と兼職している理事が必須
評議員の定数	理事の2倍を超える数が必要

	改正後
	監事は理事・評議員・職員・ <u>子法人役員</u> （監事、監査役等を除く）・ <u>子法人職員と兼職禁止</u> （31Ⅲ、46Ⅱ） <u>理事と評議員の兼職禁止</u> （31Ⅲ）
	<u>理事を超える数が必要</u> （18Ⅲ）

## 3. 役員等の構成の要件等について

	改正前
近親者等に関する制限	各役員について近親者等が1人を超えて含まれてはならない
職員である評議員	1人以上必要
理事・理事会が選任した評議員	制限無し
外部理事	1人以上必要

	改正後
	各役員についての <u>制限を強化するとともに、評議員についても近親者等の制限を設ける</u> （31Ⅵ・Ⅶ、46Ⅲ、62Ⅳ・Ⅴ③）
	1人以上必要（62Ⅲ①） 評議員の総数の <u>1 / 3 まで</u> （62Ⅴ①）
	評議員の総数の <u>1 / 2 まで</u> （62Ⅴ②）
	1人以上必要（31Ⅳ②） 大臣所轄学校法人等は、 <u>2名以上必要</u> （146Ⅰ）

# 理事選任機関について①

- 今回の法改正を受け、今回新たに【理事選任機関】というものを、寄附行為で定めていただく必要があります。
- 理事選任機関として、文科省においては、以下の機関が想定されています。
  - ① 評議員会
  - ② 評議員会、理事会以外の第三となる機関
  - ③ 理事会

## <文科省QA抜粋>

Q1：理事選任機関を定めるに当たってのポイントは何か。理事選任機関は理事会や評議員会でもよいのか。また、理事を学内選挙により選任することは可能か。

A1：理事選任機関は、評議員会とすることをはじめ、各学校法人で様々になると想定していますが、理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保することが望ましいと考えます。理事会を理事選任機関とすることも可能ですが、今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思います。学内選挙により理事を選任することも可能ですが、解任する場合の責任主体が不明確になることなどから、選挙結果を踏まえて評議員会が選任するといった方法や、何かしらの形で選任に責任を持つ機関（例えば理事選挙委員会など）を位置付けることが望まれます。

## 理事選任機関について②

### <文科省Q A 抜粋>

Q 2 : 評議員会が理事選任機関となった場合、評議員会の意見聴取は不要となるのか。

A 2 : そのとおりです。

Q 4 : 充て職理事の選任についてはどのように行うことになるのか。

A 4 : 今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。 校長理事についても、校長としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

Q 5 : 理事として選任される際の要件の1つとして、学部長であることなど、教学における役職に就いていることを寄附行為で定めることは可能か。

A 5 : 可能です。ただし、今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。教学における役職者としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

# 理事選任機関について③

〈文科省Q A 抜粋〉

Q 7：理事選任機関を1人の者で構成してもよいのか。

A 7：理事選任機関を1人も者で構成することは不可能ではありませんが、特定の者の専横を防止するという今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思います。

Q 9：理事選任機関を定めるにあたり、その構成員の任命を含め、誰がどのような手順で決めるのか。理事会もしくは評議員会による議決等、必要不可欠な手続はあるのか。【令和5年6月6日追加】

A 9：理事選任機関の構成・運営は寄附行為で定めることになるため、構成員の任命方法等を定める寄附行為変更の手続が不可欠となります。

## (2) 理事等の構成要件のまとめ

---

# 理事・監事・評議員の構成に関する要件（まとめ）

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

## 理事

- (1) 監事、評議員との兼職禁止 (31Ⅲ)
- (2) 設置する学校の校長を含むこと (31Ⅳ①)
- (3) 外部理事を含むこと (31Ⅳ②) (大臣所轄学校法人は2人以上 (146Ⅰ) )
- (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ)
- (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の  $1/3$  を超えていないこと (31Ⅶ) 等

## 監事

- (6) 理事、評議員、職員、子法人の役職員 (監事、監査役等を除く) との兼職禁止 (46Ⅱ)
- (7) 他の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (46Ⅲ) 等

## 評議員

- (8) 理事、監事との兼職禁止 (31Ⅲ、46Ⅱ)
- (9) 職員を含むこと (62Ⅲ①)
- (10) 25歳以上の卒業生 ( (9) を除く) を含むこと (62Ⅲ②)
- (11) 他の2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (62Ⅳ)
- (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の  $1/3$  を超えていないこと (62Ⅴ①)
- (13) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の  $1/2$  を超えていないこと (62Ⅴ②)
- (14) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の  $1/6$  (経過措置期間中は  $1/3$ ) を超えていないこと (62Ⅴ③) 等

特別利害関係：一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など

# 評議員の定員移行について（都道府県知事所轄学校法人）

## 第2回説明会で追加

### 現行制度

理事



(平均)

6.7人

評議員



(平均)

14.6人

兼職者 (平均)  
2.6人

### 改正のポイント

- ①評議員の定数を「理事の定数の2倍を超える数」から「理事の定数を超える数」に引き下げ
- ②理事と評議員の兼職の解消

### 改正後

理事



(平均)

6.7人

①現員を維持

評議員



(平均)

12.0人

①理事の定数を超える数を確保

※法律上求められる数（理事の定数を超える数）

②兼職者は評議員を辞して、理事職に専念  
※理事職を辞して、評議員職に専念することも可能

# 各機関の兼職の禁止

## 第2回説明会で追加

学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（現行法）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法39)	○ (私学法38 I ②)	—	○ (私学法38 I ①)*	○
監事	× (私学法39)		× (私学法39)	—	× (私学法39)	○
評議員	○ (私学法38 I ②)	× (私学法39)		—	○ (私学法44 I ①)	○
会計監査人	—	—	—		—	—
法人職員	○ (私学法38 I ①)*	× (私学法39)	○ (私学法44 I ①)	—		○
子法人の役員・職員	○	○	○	—	○	

学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（改正後）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法)	× (私学法)	× (公認会計士法)	○ (私学法)*	○
監事	× (私学法)		× (私学法)	× (公認会計士法)	× (私学法)	△(監事は可) (私学法)
評議員	× (私学法)	× (私学法)		× (公認会計士法)	△(上限あり) (私学法)	△(上限あり) (私学法)
会計監査人	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)		× (公認会計士法)	× (私学法)
法人職員	○ (私学法)*	× (私学法)	△(上限あり) (私学法)	× (公認会計士法)		○
子法人の役員・職員	○	△(監事は可) (私学法)	△(上限あり) (私学法)	× (私学法)	○	

\*校長（学長及び園長を含む）は必



# 学校法人における親族等の特殊の関係のある者

## 第2回説明会で追加

学校法人における親族等の特殊の関係のある者の就任関係（改正後）

		理事に	監事に	評議員に
役員親族者	理事親族等は	○ ※一人かつ1/3まで	×	○ ※一人かつ1/6まで
	監事親族等は	×	×	○ ※一人かつ1/6まで
	評議員親族等は	○	○	○ ※一人かつ1/6まで



：監視される者の関係者が、監視者側に含まれないための規制  
 ※監事と評議員との関係は、監事の人事権を評議員会が持つため、評議員を監視者側と想定しているが、評議員は監事の監査対象でもある。



：同じ属性の者で多数派を占めないための規制

## **(3) 任期・専任手続き等**

---

# 【改正法施行後に選任】される理事・監事・評議員の任期

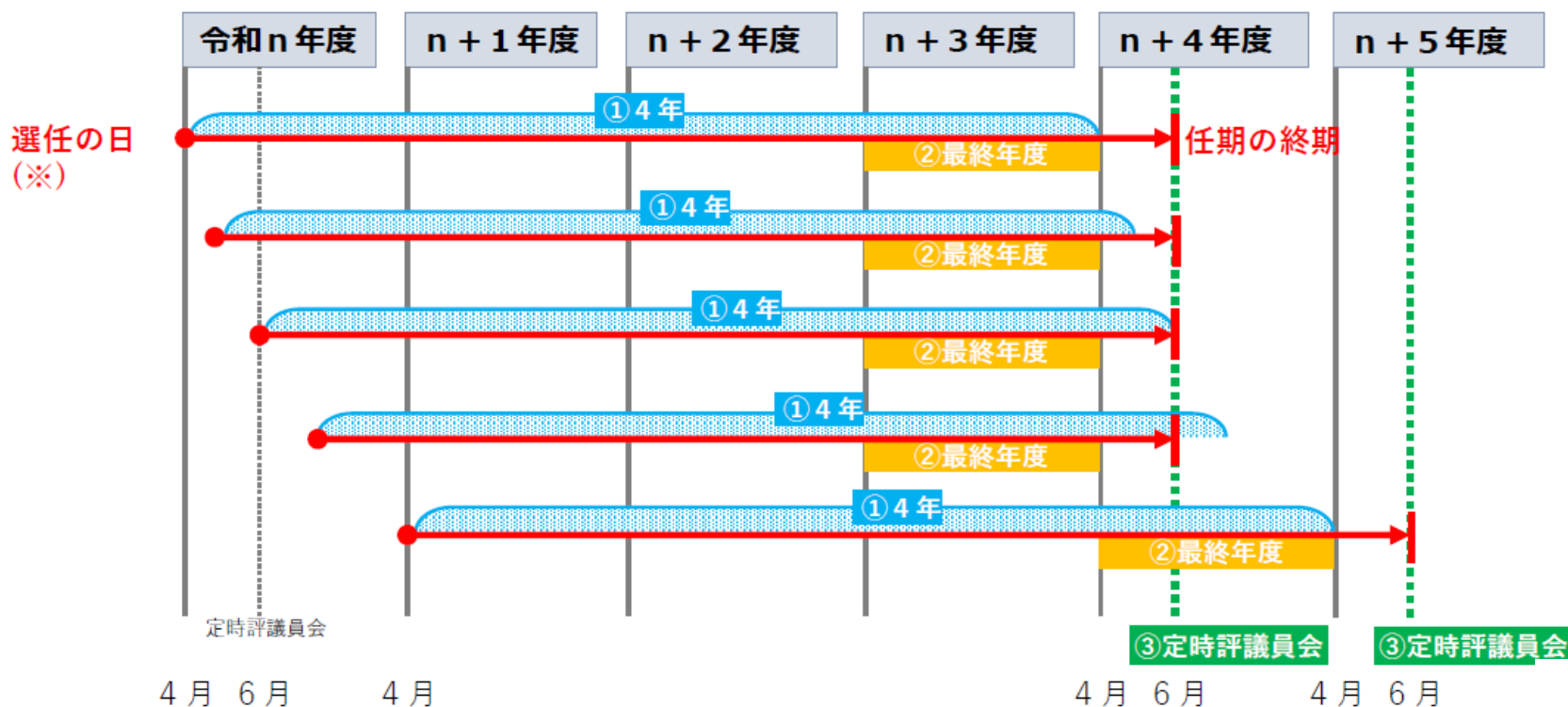
理事・監事・評議員は、自身が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持ってその任務を全うすべきとの考え方から、「定時評議員会の終結の時」を任期の終期に固定。



改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下（１）（２）のとおりとなる。

- （１）任期は、**選任後寄附行為で定める期間** ① **以内に終了する会計年度のうち最終のもの** ② **に関する定時評議員会の終結の時** ③ まで
- （２）「寄附行為で定める期間」は、理事は４年以内、監事・評議員は６年以内

【例：寄附行為で定める期間を４年とする場合の任期】（※）選任の日とは任期の開始日を指す。



# 【改正法施行の際に在任】している理事・監事・評議員の任期

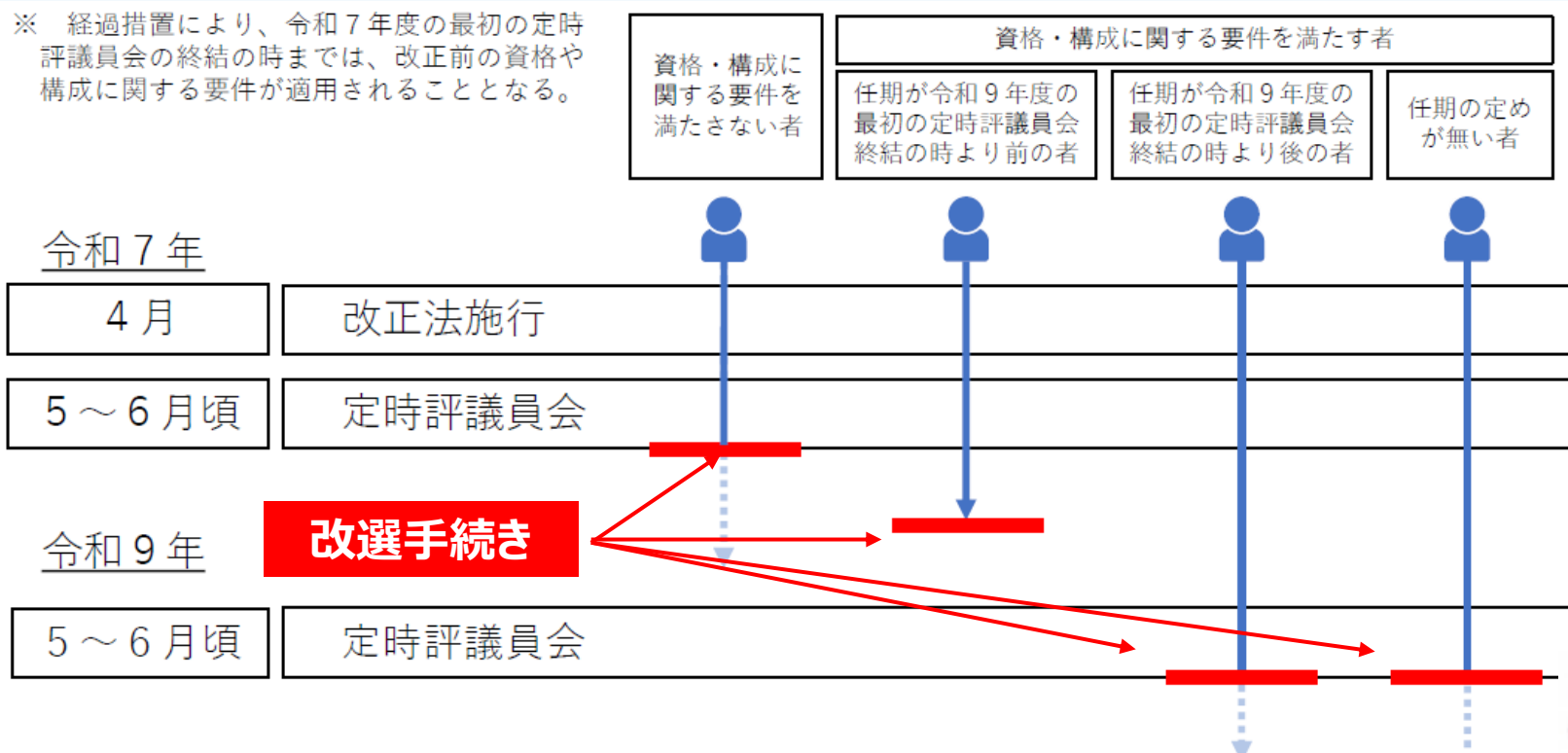
改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件（改正後の法第31条、第46条、第62条の規定）を満たさない者については、令和７年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある。（※）

※ 経過措置により、令和７年度の最初の定時評議員会の終結の時までは、改正前の資格や構成に関する要件が適用されることとなる。



法改正後の要件を満たしていて、任期が法施行（R7.4.1）のタイミングをまたぐ場合は、最長でR9年度の定期評議員会までを任期とすることが可能

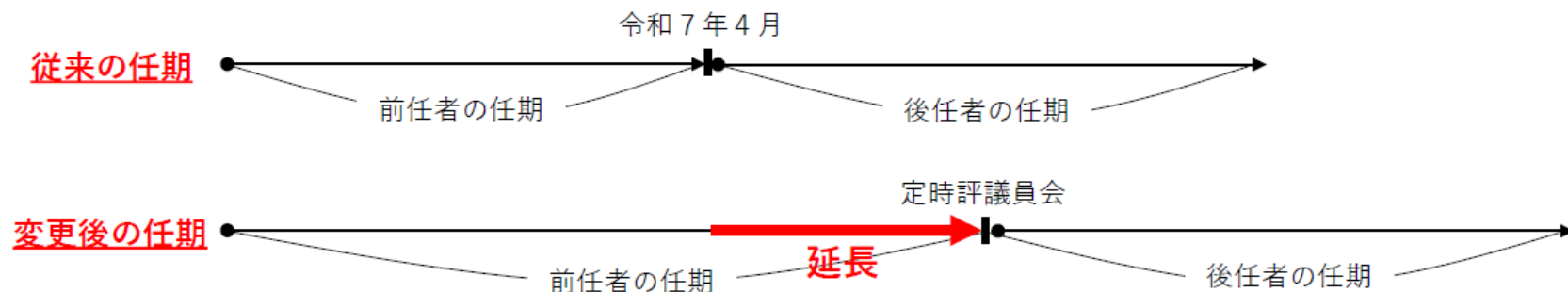
# 【改正法施行の際に在任】している理事・監事・評議員の任期に関する留意点

## 第2回説明会で追加

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期が令和7年4月1日までなど改正法施行時期と近接している場合、以下のような課題がある。

- 令和7年度の定時評議員会の終結の時までは改正前の資格や構成の要件が適用され、その後は改正後の資格や構成の要件が適用されるため、特に、理事と評議員の兼職必須・兼職禁止がそのタイミングを境に変わることとなり、短期間で再度選任・解任を行う必要が生じる。
- 後任の理事・監事・評議員の選任行為は、令和7年3月31日以前に行うことが考えられるが、旧制度下の選任方法により選任された理事・監事・評議員が新制度下から就任することは適当ではない（特に、理事選任機関の概念が導入されること、監事については「理事長による選任」から「評議員会による選任」に変わることなど）。

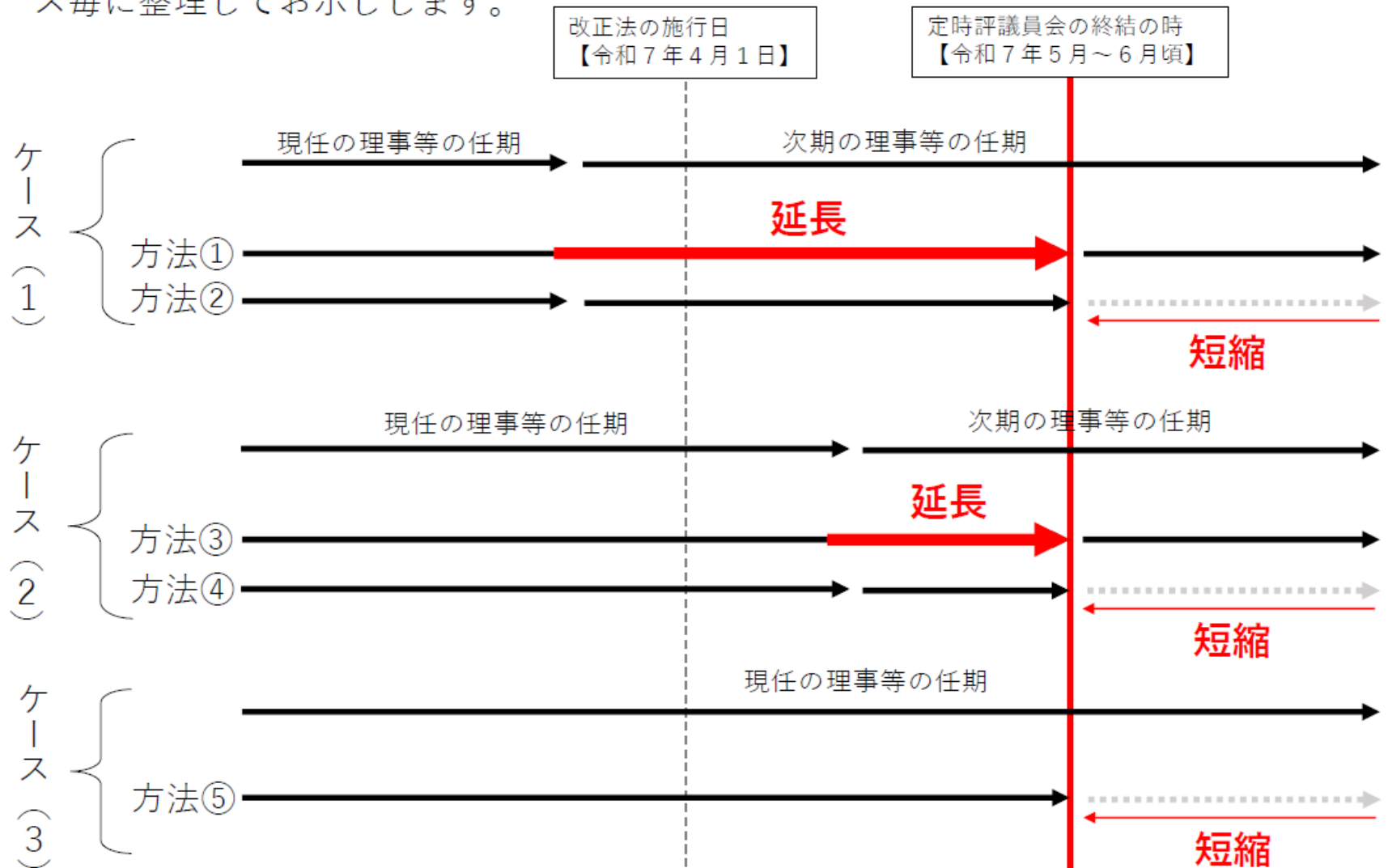
寄附行為の改正において、例えば、「令和7年3月○日に在任する理事、監事、評議員の任期は、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する」旨の附則規定を設けることにより、これらの課題を解消することが可能。



# 理事・監事・評議員の任期の留意点



理事・監事・評議員の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時までに変更するための具体的な方法とそれぞれにおける留意点について、想定されるケース毎に整理してお示しします。



# 理事・監事・評議員の任期の留意点

## ケース（1）

：令和7年3月31日までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法①：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

### 【留意点】

- ・ bの場合、現在の理事等の任期が終了するまでに寄附行為の附則を施行する必要がある（その際、私立学校法改正に係る寄附行為変更の認可を受ける日より前に現在の理事等の任期が終了する場合には、私立学校法改正に係る寄附行為変更の中で措置するのでは間に合わなくなるため、別途間に合うように寄附行為変更認可申請を行う必要がある）。

方法②：次期の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

### 【留意点】

- ・ いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、選任までの間に寄附行為変更を行っておくか、任期が短くなる可能性がある旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・ bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

# 理事・監事・評議員の任期の留意点

## ケース（２）

：令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

**方法③：現在の理事等の任期を令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。**

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

### 【留意点】

- ・ b の場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和 7 年 4 月 1 日までに施行する必要がある。

**方法④：次期の理事等の任期を令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。**

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

※制度改正後は、理事等の任期を特例的に短縮したり延長したりすることは原則として不可能。

### 【留意点】

- ・ 理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期が短くなる旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。



# 理事・監事・評議員の任期の留意点

## ケース（3）

：令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時以降に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

**方法⑤：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。**

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

### 【留意点】

- ・いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

## **(4) 経過措置について【参考】**

---

# 【参考】評議員構成等に関する経過措置について

- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

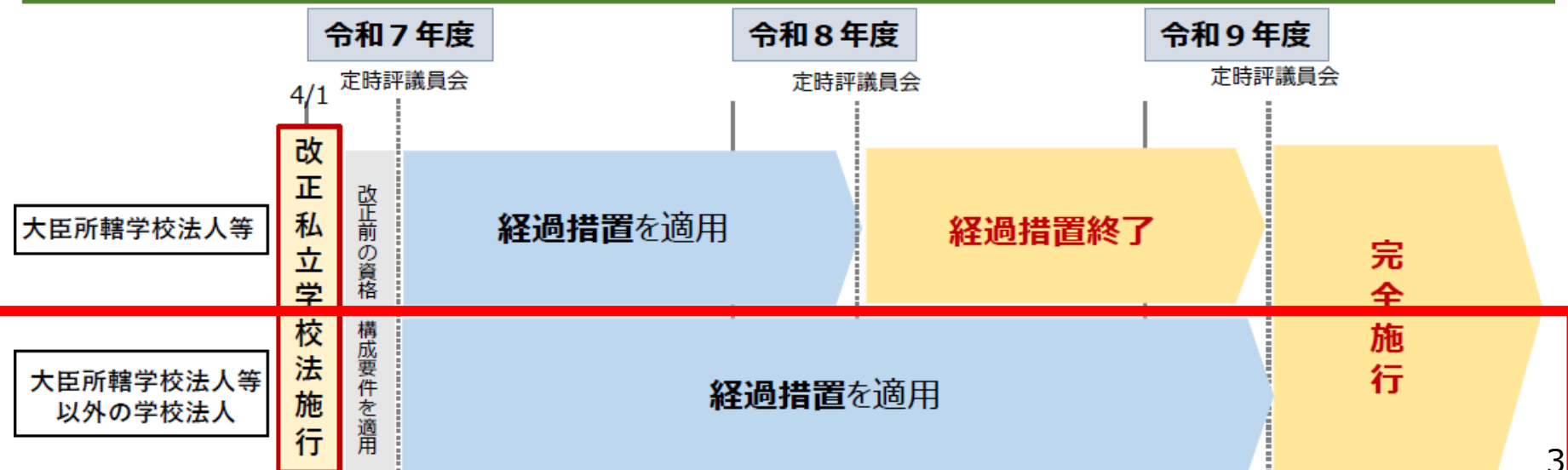
## 経過措置

## 経過措置を設定

法令上の要件が  
一部緩和

- (4) → 理事は、~~2人~~**3人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、~~2人~~**3人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の~~2人~~**3人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の~~1/6~~**1/3**を超えてはならない

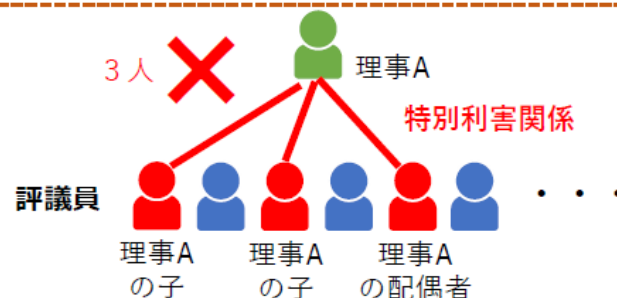
- ◆ 大臣所轄学校法人等については、**施行後約1年**は当該経過措置を適用。  
大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、**施行後約2年**は当該経過措置を適用する。



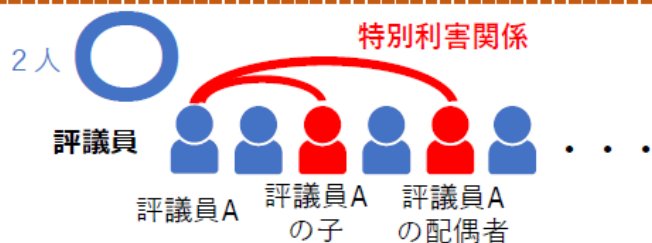
# 【参考】評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ (経過措置期間中)

第2回説明会で追加

理事（監事）は、3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/3を超えてはならない



# 【参考】評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ (経過措置期間中)

## 第2回説明会で追加

理事（監事）は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の  $1/6$  を超えてはならない

